

内部統制評価報告書審査

審査期間 令和7年5月23日～令和7年8月19日

内部統制評価報告書審査では、市長による内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査しました。

審査の結果、重要な点において内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると判断しました。

●主な意見

再発防止策の更なる取組について

再発防止策の徹底については、定期監査においても内部統制評価報告書審査においても繰り返し述べていますが、令和6年度の定期監査においては過去の定期監査の指摘に対する措置を講じた旨の監査委員への通知をしていたにもかかわらず再度指摘となった事案が複数確認されたことから、改めて再発防止策の徹底について提言を行ったところです。

令和6年度中に把握された不備である「期日前投票における投票誤り」、「障がい者共生のまちづくり計画の印刷製本業務に係る納品前の支払い」及び「介護保険の過大給付」については、いずれも過去にあった不備と同様の不備が繰り返された事案でした。

また、今回、重大な不備と評価された「静岡県庁舎3階飲食スペース厨房部分の貸付契約締結遅延について」は、令和6年度の定期監査で再度指摘となった事案の1つであり、同業務に対しては、令和3年度の定期監査において事業決裁及び仕様書に定める手続の不存在について指摘をしており、再発防止策として執行管理表を作成して進行管理をするなどの措置を講じたと報告がなされていましたが、実際には措置が講じられていなかったものです。加えて、本事案は財産管理に関する業務統括課である管財課の事案でした。

内部統制評価報告書によれば、不備の再発を防ぐため、事務事業事故が発生した所属、業務統括課及び定期監査等で指摘事項のあった所属のうち、コンプライアンス推進課が抽出した所属を対象に、モニタリング調査を実施しているとのことです。この調査は、事務事業事故の内容に応じて関係する業務統括課がコンプライアンス推進課に同行し、又は単独で個別に実施しており、また、併せて業務統括課自身もコンプライアンス推進課のモニタリングの対象となるとのことです。

業務統括課に対して実施するモニタリング調査については、業務統括課で不備が発生した影響の大きさを勘案し、特に制度マニュアルに不整合や不明瞭な点がないか、必要十分な内容になっているかなどの点について注意し、より慎重に調査を実施することが必要であるとの認識が示されました。

これまでも内部統制の不備に対する改善措置として、それぞれの事案においてマニュアルの整備、ダブルチェックの徹底などの再発防止策を講じたとの報告がなされていますが、残念ながら同様の不備が繰り返し発生しています。組織的な対応を進めている中で、少なからずヒューマンエラーが発生してしまうこと自体はやむを得ないことです。再発防止策を講じたことで、事案対応が一区切りつき、その後の期間の経過により職員の意識の低下や人事異動に伴う引継ぎ不足等により、それぞれの事案に対する組織的な再発防止の推進力が弱まることも想定されます。

内部統制の不備は繰り返される可能性があることを前提として、継続的にモニタリングすることは有用であり、併せて、令和6年度定期監査結果を踏まえて、「定期監査の指摘事項に対する措置状況を組織的に確認する仕組」を構築し、次回の定期監査までの間、改善措置の状況を追跡調査することとしたことは、再発防止の取組の強化として評価できるところです。このモニタリング及び新たな仕組みにより、漏れなく組織的に再発防止の取組の状況が確認され、職員間に再発防止の意識が根付き、再発防止のための組織的な取組が実効性のあるものとして維持されることを期待するとともに、特に業務統括課においては、業務を統括する責任の重大さを改めて認識し、自らが統括業務についてのモニタリング等を行い、率先して再発防止に取り組むことを望みます。